

「通勤費Web」利用規約

2015年8月24日制定
2016年4月20日改訂
2018年4月3日改訂

第1章 総則

第 1 条(利用規約の適用)

1. 株式会社ヴァル研究所(以下「当社」といいます。)は、この利用規約(以下単に「利用規約」といいます。)に基づき、当社が運営するサービス「通勤費Web」を提供します。
2. 利用規約と個別の利用契約の規定が異なる場合は、個別の利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

第 2 条(定義)

利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1)本サービス
利用規約に基づき当社がサービスとして契約者に提供する「通勤費Web」
- (2)契約者
利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
- (3)利用契約
利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (4)利用契約等
利用契約及び利用規約
- (5)契約者設備
本サービスの提供を受けるため契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (6)本サービス用設備
本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (7)本サービス用設備等
本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (8)消費税等
消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課
- (9)企業ID
契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (10)ユーザーID
契約者に属する各利用者を識別するために用いられる符号
- (11)パスワード
企業ID、ユーザーIDと組み合わせて、利用者本人であることを確認するために用いられる符号

第 3 条(通知)

1. 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は本サービスのホームページに掲載する等、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は本サービスのホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メ

ールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第 4 条(利用規約の変更)

当社は、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。

第 5 条(権利義務譲渡の禁止)

契約者は、当社に事前の書面による承諾を得ない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

第 6 条(合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

第 7 条(準拠法)

利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第 8 条(協議等)

利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議のうえ解決することとします。なお、利用契約等のいずれかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章 契約の締結等

第 9 条(利用契約の締結等)

1. 本サービスを利用する対象は、本サービスの利用申込者のみとします。ただし、以下に定める場合は別途特約にて定めることにより利用可能となります。
 - (1) 他者のために、本サービスを利用する業務等を反復継続的に行う場合
2. 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
なお、本サービスの利用申込者は利用規約の内容を承諾のうえ、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。
3. 利用契約の変更は、契約者が当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
4. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号に定めるいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができます。
 - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがある場合
 - (2) 利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があった場合又は記入もれがあった場合
 - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがある場合
 - (4) その他当社が不適当と判断した場合

第10条(変更通知)

1. 契約者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先その他利用申込内容の契約者にかかわる事項に変更がある場合は、当社の定める方法により変更予定日の1ヶ月前までに当社に通知するものとします。
2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

第11条(一時的な中断及び提供停止)

1. 当社は、次の各号に定めるいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1)本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
 - (2)運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3)その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知のうえ、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当社は、契約者が第14条(当社からの利用契約の解約)第1項各号に定めるいずれかに該当する場合又は契約者が利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

第12条(利用期間等)

1. 本サービスの利用期間は利用申込書に定めるとおりとし、利用期間満了の1ヶ月前までに通知がない場合、同一の期間・条件にて更に継続されるものとし、その後も同様とします。
2. 当社は、本サービスの利用期間満了の1ヶ月前までに、契約者に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約内容を変更することができるものとします。

第13条(契約者からの利用契約の解約)

契約者は、本サービスの利用期間中、本サービスの解約を希望する場合は、解約希望日の1ヶ月前までに申立てを行うものとします。ただし、支払い済み利用料金は返還されないものとします。

第14条(当社からの利用契約の解約)

当社は、契約者が次の各号に定めるいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく利用契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。

- (1)利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
- (2)支払停止又は支払不能となった場合
- (3)手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (4)差押え、仮差押えもしくは競売の申立があった場合又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5)破産、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があった場合又は信用状態に重大な不安が生じた場合
- (6)監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (7)利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
- (8)解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (9)利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

第15条(本サービスの廃止)

1. 当社は、次の各号に定めるいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - (1)廃止日の1ヶ月前までに契約者に通知した場合
 - (2)天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて契約者に返還するものとします。

第16条(契約終了後の処理)

契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等(当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。本条において以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備等に格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

第3章 サービス

第17条(本サービスの種類と内容)

1. 契約者が利用できる本サービスの種類及びその内容は、利用契約にて定めるものとします。
2. 契約者は次の各号に定める事項を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。
 - (1)第35条(免責)第1項各号に定める場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2)当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
3. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、次の各号に定める事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。
 - (1)ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
 - (2)磁気テープ媒体、フロッピーディスク媒体、インクリボン、用紙等の消耗品の供給
 - (3)本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ
4. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

第18条(本サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

第19条(サポート)

当社は、別紙に定めるサポートサービスを利用契約に基づき契約者に対して提供するものとします。

第20条(再委託)

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先(以下「再委託先」といいます。)に対し、第31条(秘密情報の取り扱い)及び第32条(個人情報の取り扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 利用料金

第21条(本サービスの利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料金は、利用申込書に定めるとおりとします。

第22条(利用料金の支払義務)

1. 契約者は、利用期間について、利用申込書に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第11条(一時的な中断及び提供停止)第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。
2. 利用期間において、第11条(一時的な中断及び提供停止)に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。

第23条(利用料金の支払方法)

契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の各号に定めるいずれかの方法で支払うものとします。なお、次の各号に定める支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

- (1)請求書により決済する場合、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うものとします。
- (2)その他当社が定める支払方法により支払うものとします。

第5章 契約者の義務等

第24条(自己責任の原則)

1. 契約者は、本サービスの利用にともない、自己の責に帰すべき事由で第三者(国内外を問いません。本条において以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用にともない、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して契約者が提供又は伝送する契約者保有の情報(コンテンツ)については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、又、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
3. 契約者は、契約者がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第25条(本サービス利用のための設備設定・維持)

1. 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行

為を行うことができます。

第26条(企業ID、ユーザーID及びパスワード)

1. 契約者は、企業ID、ユーザーID及びパスワード(以下本条において「ID及びパスワード」といいます。)を第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含みます。)するものとします。ID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者のID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。
2. 第三者が契約者のID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。又、当該行為により当社が損害を被った場合は契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は重過失によりID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第27条(バックアップ)

契約者は、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切の責任を負わないものとします。

第28条(禁止事項)

1. 契約者は本サービスの利用に関して、次の各号に定める行為を行わないものとします。
 - (1)当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2)本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (3)利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4)法令もしくは公序良俗に違反し、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (5)他者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (6)詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - (7)わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (8)無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (9)第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10)ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (11)無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
 - (12)第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (13)同一のユーザーIDを複数人で使用させる行為
 - (14)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
2. 契約者は、前項各号に定めるいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号に定めるいずれかに該当するものであること又は契約者の提供した情報が第1項各号に定めるいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為又は契約者が提供又は伝送する(契約者の

利用とみなされる場合も含まれます。)情報(データ、コンテンツを含みます。)を監視する義務を負うものではありません。

第6章 当社の義務等

第29条(善管注意義務)

当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがある場合はこの限りでないものとします。

第30条(本サービス用設備等の障害等)

1. 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知った場合は、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知った場合は、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知った場合は、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生した場合は、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

第31条(秘密情報の取り扱い)

1. 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨を事前に書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方から事前の書面による承諾を受けた場合及び次の各号に定めるいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1)秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2)秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3)相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4)利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5)本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等(以下本条において「秘密資料等」といいます。)を複製又は改変することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製又は改変された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製又は改

変が必要な場合は、相手方から事前の書面による承諾を受けるものとします。

5. 前各項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第20条(再委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があった場合は秘密資料等(第4項に基づき相手方の承諾を得て複製又は改変した秘密情報を含みます。)を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを消去又は利用不能な状態にするものとします。
7. 本条の規定は、本サービス終了後、1年間有効に存続するものとします。

第32条(個人情報の取り扱い)

1. 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。)を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
2. 個人情報の取り扱いについては、前条(秘密情報の取り扱い)第3項乃至第6項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス終了後、1年間有効に存続するものとします。

第33条(利用履歴情報の取り扱い)

当社は、本サービスの利用により本サービス用設備内に記録される駅名や路線名、設定情報等の利用履歴情報に関して、個人や会社が識別できない態様に加工・編集等の処理を行った上で、統計情報として、本サービスの改善もしくはこれに関連する新たなサービスの開発への利用及び当該情報の二次的な利用(第三者への提供を含みます。)を行うことができるものとします。

第8章 損害賠償等

第34条(損害賠償の制限)

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第30条(本サービス用設備等の障害等)第4項等に従い対応措置を実施した場合に限り行えるものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

- (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月間に発生した当該本サービス利用にかかわる額

第35条(免責)

1. 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、次の各号に定める事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を

負わないものとします。

- (1)天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2)契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等
契約者の接続環境の障害
 - (3)本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4)当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者から
ウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィル
スの本サービス用設備への侵入
 - (5)善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者によ
る不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (6)当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7)電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (8)刑事訴訟法第218条(令状による差押え・搜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関
する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な
処分
 - (9)当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (10)再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失等の帰責
事由がない場合
 - (11)本サービスに含まれる運賃やダイヤ、駅名やバス停名等の情報に誤りがあった場合
 - (12)その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等につ
いて一切の責任を負わないものとします。

(別 紙)

サービスレベル定義書

(通勤費 Web)

Ver 3.1

2018 年 6 月 28 日

目 次

1. 本書の目的
 - 1.1 対象範囲と位置付け
 - 1.2 前提
 - 1.3 本書の有効期限
 - 1.4 本書の管理
2. サービス提供方針
3. サービス提供の範囲
4. 提供サービス内容
 - 4.1 アプリケーション
 - 4.2 ヘルプデスク
 - 4.3 サーバー
 - 4.4 ネットワーク
 - 4.5 運用監視
 - 4.6 障害対応
5. 運用体制
 - 5.1 サービス時間
 - 5.2 定期保守予定通知
 - 5.3 障害通知プロセス

1. 本書の目的

1.1 対象範囲と位置付け

本書は「通勤費 Web」（以下「本サービス」という）の利用者に株式会社ヴァル研究所（以下「ヴァル研究所」という）が提供するサービスレベルに対する定義書である。

1.2 前提

本サービスの稼動システムは Microsoft Azure（以下「Azure」という）上に構築され、ヴァル研究所がシステムの維持管理を実施する。

1.3 本書の有効期限

本書の有効期限は本サービス「利用申込書」に記載されている利用期間と同等とする。

1.4 本書の管理

本書の管理はサービス提供者であるヴァル研究所が作成及びバージョン管理を行うものとする。

2. サービス提供方針

下記事項は、本サービス提供の基本方針である。これらに基づいて提供業務を規定する。

（1） 業務運用

本サービスの業務運用を円滑に行うことができるように、システムの開発・運用管理と利用者の開発サポートを行う。

（2） 本サービスの継続運用

障害発生時において本サービスに影響が発生する場合、可能な限りサービスを停止しない方法を利用者と協議した上で、作業を実施する。

（3） 障害対応の円滑化

早期の障害検知及び対応を可能とするために、各種監視の実施及び障害対応体制を設置する。

3. サービス提供の範囲

対象サービス

【通勤費 Web】

インターネット環境を利用して通勤経路データを作成及び管理するサービス

4. 提供サービス内容

4.1 アプリケーション

サービス内容：

通勤経路データ作成及び管理するサービス

サービスレベル：

利用中の機能に影響を与える仕様変更はリリース 30 日前までにメールにて通知
又はホームページにて告知

4.2 ヘルプデスク

サービス詳細：

本サービスに関するメール又は電話によるサポート

サービスレベル：

(1) メールによる対応

受付 24 時間 365 日 ※但し、回答は営業日内となる。

support@val.co.jp

(2) 電話による対応

営業日（月～金 ※祝日・当社指定日を除く）9:30-12:00, 13:00-17:00

ヴァル研究所ユーザーサポートセンター

03-5373-3522

4.3 サーバー

サービス詳細：

本サービスを運営するためのサーバー

サーバー構成：

障害対応のための冗長構成

4.4 ネットワーク

サービス詳細：

対象サービスを運営するためのネットワークに関する構成

サービスレベル：

回線 ベストエフォート、冗長構成

ファイアウォールによるアクセス制限

ウイルスチェック

その他、セキュリティ監視

※Azure の各 SLA 及びホワイトペーパーに準ずる。

<https://azure.microsoft.com/ja-jp/support/legal/sla/>

<https://docs.microsoft.com/ja-jp/azure/security/security-white-papers>

4.5 運用監視

サービス詳細：

対象サービスに関する監視

サービスレベル：

サービスの死活監視及びアプリケーションの応答監視を複数箇所で実行(10 分間隔)、サーバーのリソース監視(CPU 負荷、メモリー、ディスク容量、トラフィック量、プロセス数)、ログによるアクセス監視

4.6 障害対応

サービス詳細：

責任分界点内の障害内容の切り分け(ソフト、ネットワーク)、障害時の連絡及び回復

5. 運用体制

5.1 サービス時間：

24 時間365 日(定期保守／障害発生時を除く)

※Azureの障害停止を除く。

※障害発生時は、営業日内にて対応を行う。

5.2 定期保守予定通知：

7 日前までに、メールにて通知又はホームページにて告知

5.3 障害通知プロセス：

メールにて通知又はホームページにて告知